

船舶事故等調査報告書

平成22年12月16日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009那第96号	
事故等種類	運航不能（舵故障）	
発生日時	平成21年11月10日（火） 17時30分ごろ	
発生場所	鹿兒島県徳之島町亀徳港南東方沖 亀徳港南防波堤灯台から真方位141°6海里付近 （概位 北緯27°40.0′ 東経129°05.9′）	
事故等調査の経過	平成21年11月27日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（那覇事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	ヨット サザンクロス、8.5トン	
船舶番号、船舶所有者等	280-28596大阪、個人所有	
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定	
死傷者等	なし	
損傷	舵脱落	
事故等の経過	本船は、船長ほか1人が乗船し、沖永良部島まで周遊するため、大阪市北港ヨットハーバーを出航し、徳之島沖を北進中、平成21年11月10日17時30分ごろ、横波を受けて舵が脱落した。 本船は、巡視船により徳之島亀徳港にえい航された。	
気象・海象	気象：天気 雨、風向 南西、風力 4 海象：うねり あり、波浪注意報発令中	
その他の事項	本船は、建造から20年が経過しており、平成20年12月に船長が購入していた。 本船の舵は、船尾トランサムに8本のボルトナットで取り付けられたアウトラダーであった。取付けボルト8本全部が錆びて切断していた。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり あり なし 本船は、徳之島沖を北進中、横波を受けた際、舵取付けボルトが切断し、舵が脱落したものを考えられる。 舵取付けボルトは、経年腐蝕により強度が低下し、横波を受けた際に切断したと考えられる。 船長は、舵取付けボルトの点検整備を適切に行っていなかったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、徳之島沖を北進中、舵取付けボルトが経年腐蝕により強度が低下していたため、横波を受けた際に切断し、舵が脱落したことにより発生したものと考えられる。	